

放課後児童育成施策基本指針の概要 (平成17年12月策定)

意義・理念

第1 指針の意義

これまで個別の要綱を定めて実施してきた放課後児童育成施策について、全体的な基本方針を定めて総合的に推進していきます。

第2 事業の理念

保護者の就労状況や障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちを視野に入れます。異年齢児や地域の人たちとの交流等の放課後の活動を通じて、子どもたちの社会性、自立心を養います。保護者をはじめとする市民と行政が協働して、事業を進めていきます。

事業全体の方針

第3 人材の確保と養成

放課後児童育成施策は、「人材」が“鍵”であるため、研修等で人材の確保、養成に努めます。

第4 障害児への対応

誰もが安全に、安心して参加できるよう、障害の特性に合わせて、活動プログラムの内容に研究・工夫を加えるとともに、設備や環境面の安全性に配慮していきます。

第5 運営主体

従来の運営委員会に加えて、公益法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等を中心とした法人を積極的に活用します。

第6 安全確保と活動

子どもたちの危険や事故から身を守る力、自ら律する力を養うために、十分な安全管理を徹底した上で、冒険的な遊びや運動能力を育てる遊び、料理や工作等の生活技術を身に付ける活動などを実施します。

個別事業の方針

第7 放課後キッズクラブ

「子どもたちの放課後懇話会」の提言内容を反映させた放課後児童育成施策の中心的事業として位置づけます。

第8 はまっ子ふれあいスクール

放課後キッズクラブへの転換を促進するとともに、事業内容の充実を図ります。

第9 放課後児童クラブ (学童保育)

運営主体の自主的かつ主体的な運営を尊重し、留守家庭児童の生活の場として、また、子どもたちの放課後の居場所づくり事業の一環として事業を継続します。

第10 地域のネットワーク推進

地域の公共施設を活用していくとともに、地域活動との連携を進めることによって、放課後の居場所のネットワークを築いていきます。